

ASEAN 知財研究会【商標編】 第5回

「シンガポール、マレーシアフィリピンの商標事情」開催

新樹グローバル・アイピー特許業務法人(以下 GIP)のご協力のもと、ASEAN 商標について集中的に学ぶ「ASEAN 知財研究会【商標編】も遂に最終回を迎えました。最終第5回は2月16日に「シンガポール、マレーシア、フィリピンの商標事情」というテーマで行われ、まず魯佳瑛弁理士によるフィ



リピンにおける商標制度の概要やディスクレーム等の特有の制度、使用証拠の提出、そして異議申立事例について説明が行われました。続いて後半はマレーシアやシンガポール特有の商標制度として、コンセント制度やシリーズ商標等について、村井康司弁理士より説明されました。特にシンガポールにおいては色彩や音声等の非伝統商標やシリーズ商標の豊富な事例による類否判断が説明され、その独特な判断基準について解説が行われました。

本研究会は今回をもって今年度最後となりましたが、参加者からの好評の声に後押しされ、30年度も引き続き続編となる研究会を企画中です。今回参加された方も、参加できなかった方も有意義となる内容になる予定ですので、是非ご期待いただけますと幸いです。